

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成22年7月15日(2010.7.15)

【公開番号】特開2010-75923(P2010-75923A)

【公開日】平成22年4月8日(2010.4.8)

【年通号数】公開・登録公報2010-014

【出願番号】特願2009-204464(P2009-204464)

【国際特許分類】

B 05 C	5/00	(2006.01)
G 02 B	5/20	(2006.01)
H 05 B	33/10	(2006.01)
H 01 L	51/50	(2006.01)
H 01 J	9/227	(2006.01)
H 01 J	11/02	(2006.01)
G 02 F	1/1335	(2006.01)
G 02 F	1/13	(2006.01)

【F I】

B 05 C	5/00	1 0 1
G 02 B	5/20	1 0 1
H 05 B	33/10	
H 05 B	33/14	A
H 01 J	9/227	E
H 01 J	11/02	B
G 02 F	1/1335	5 0 5
H 01 J	9/227	C
G 02 F	1/13	1 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成22年5月28日(2010.5.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の吐出ノズルからなるノズル列が形成された液滴吐出ヘッドを複数有したヘッドユニットであって、

前記複数の液滴吐出ヘッドをノズル列方向に位置ずれさせて配置し、

前記ノズル列方向に隣接した2つの前記液滴吐出ヘッド同士の相互の最内端に位置する前記吐出ノズルの吐出量の差が所定の許容差範囲であり、

且つ、前記ノズル列方向において両最外端に位置する前記吐出ノズルの吐出量が、所定の基準範囲である

ことを特徴とするヘッドユニット。

【請求項2】

前記所定の基準範囲は、1の吐出ノズルにおける標準化された吐出量を中間値とする範囲であることを特徴とする請求項1に記載のヘッドユニット。

【請求項3】

端部の複数の吐出ノズルにおける吐出量の平均値が、前記所定の許容差範囲に納まるこ

とを特徴とする請求項 1 または 2 に記載のヘッドユニット。

**【請求項 4】**

端部の複数の吐出ノズルにおける液滴吐出量の平均値が、前記所定の基準範囲に納まる  
ことを特徴とする請求項 1 ないし 3 のいずれかに記載のヘッドユニット。

**【請求項 5】**

請求項 1 ないし 4 に記載のヘッドユニットと、

ワークを前記ヘッドユニットに対して第 1 の方向に移動させる第 1 移動手段と、を備え

、  
前記第 1 移動手段によって前記ワークを移動させながら、前記ヘッドユニットの前記複  
数の液滴吐出ヘッドから前記ワークに対し機能液を吐出することを特徴とする液滴吐出裝  
置。

**【請求項 6】**

請求項 5 に記載の液滴吐出装置を用い、前記ワーク上に機能液滴による成膜部を形成す  
ることを特徴とする電気光学装置の製造方法。

**【手続補正 2】**

**【補正対象書類名】**明細書

**【補正対象項目名】**発明の名称

**【補正方法】**変更

**【補正の内容】**

**【発明の名称】**ヘッドユニット、液滴吐出装置および電気光学装置の製造方法